

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年8月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第2000009号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(脱) 第2000001号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年4月1日から昭和45年2月21日まで

厚生年金保険の記録では、私がA社B工場で勤務していた昭和33年4月1日から昭和45年2月21日までの期間に係る脱退手当金が9万6,516円支給されたことになっているが、自身の記憶では受給した脱退手当金の額は1万8,000円ぐらいだったので、当該脱退手当金の差額を支給してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険法(以下「法」という。)第28条の2第1項には、法第28条の原簿(以下「厚生年金保険原簿」という。)に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができると規定されている。

特定厚生年金保険原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、厚生年金保険法施行規則第11条の2に、i) 被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別、賞与の支払年月日並びに保険給付に関する事項、ii) 離婚時みなし被保険者期間並びに離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬及び保険給付に関する事項、iii) 被扶養配偶者みなし被保険者期間並びに被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬及び保険給付に関する事項とする旨規定されている。

請求者は、本件訂正請求により、厚生年金保険原簿に記録されている脱退手当金の支給額と自身が記憶している受給した額との差額を支給してほしいと主張しており、訂正請求をすることができない事項について訂正を求めている。

よって、本件訂正請求は法第28条の2第1項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。